大崎上島町公共下水道事業経営戦略

寸 体 名 大崎上島町

事 業 名 公共下水道事業

策 定 日 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 平成 令和 年度 29 年度 8

<u>1. 事業概要</u>

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度(供用開始後年数)	平成 1 6 年度 (13年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	2,891人/km²	流域下水道等への接続の有無	無
処 理 区 数	1 (大崎処理区)		
処 理 場 数	1 (大崎浄化センター)		
広域化·共同化·最適化 実施状況*1		串浄化センターを廃止し、特	の処理区統廃合に向けて事業を実施中 特定環境保全公共下水道施設の大崎浄 担費の削減を図っています。

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施 する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、©他の事業との統廃合、©公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、©施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金2,970円 (7㎡まで、超過使用料については1㎡につき100円)											
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金1:	2, 100円(3	0 ㎡まで、超過使用料につい	ヽては1㎡につき 1	65円)							
その他の使用料体系の概要・考え方		用料が大きく変動	については、人数制から従動 することがないよう考慮し、									
条例上の使用料*2	令和元年	3,564 円	実質的な使用料*3	令和元年	5,616	円						
(20㎡あたり)	令和2年	3,564 円	(20 ㎡ あたり)	令和2年	5,425	円						
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年	3,564 円	* 過去3年度分を記載	令和3年	5,454	円						

^{*2} 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。 *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課 ~平成 2 1 年度 1 1 人 ~平成 2 4 年度 1 0 人 平成 2 5 年度 8 人 平成 2 6 年度~ 7 人
事業運営組織	平成15年に大崎上島町に合併した際に、上下水道課となり、職員数は11人でした。 大崎上島町職員数の減少に伴い、下水道に係る職員が少数となっており、業務のノウハウ や技術の継承が課題となっています。 令和5年度から水道事業が広島県水道企業団となるため運営組織の見直しが予定されていま す。

(2)民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	大崎浄化センター、処理区内マンホールポンプの管理を民間委託しています。					
民間活用の状況	舌 用 の 状 況 イ 指定管理者制度 指定管理者制度は実施していません。						
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIは実施していません。					
多产汗用 0	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	採算性の観点より、本町の人口・処理規模・地理条件では投 資に見合う収益の確保が困難と判断し、事業は実施していま せん。					
資産活用の状況 	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町で実施可能な事業はありません。					

- *4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

* 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和4年度に作成した、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 本町の経年比較や他公営企業との比較、様々な指標を参考とし分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確に把握す ることが可能となります。

経営比較分析表を踏まえ、今後の経営健全化に関し、事業の効率的な運用を図るため処理区(処理施設)の統廃合事業を令和2年度から実施しており、令和6年度までに大崎浄化センターの処理槽を1基から2基に増設し、農業集落排水を特定環境保全公共下水道へ統合予定となっています。また、経費回収率維持・向上のため、下水道事業計画に基づき令和13年度を目標年限とし下水道接続率の向上及び水洗化率100%に向けて啓発活動等に努めてまいります。

2. 経営の基本方針

人口減少に伴う使用料収入の減少、施設・設備の老朽化等による更新費用の増大など、今後の下水道事業に係る経営環境は非常に厳しい状況になることが予想されます。すべての町民に、清潔で快適な暮らしの向上を継続し努めていくため、下記の3つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。

- 安心・安全に暮らせる快適なまちづくり水洗化率の向上を図るため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図ります。
- o 持続的な下水道サービスの提供 ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し適正な維持・更新を していきます。
- 安定した事業経営の実現

安定した事業経営を実現するため、令和6年度から公営企業会計を適用し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
 - * 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ⊕ 収支計画のうち投資についての説明
 - 建設改良費処理区の統廃合に係る事業費を計上しています。ストックマネジメント計画及び長寿化計画に基づく改築工事及び面整備の事業費を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

0 下水道使用料

広島県汚水適正処理構想による人口推計を基に有収水量を予測し算出しています。 令和4年度以降は改定された使用料を反映しています。

- 改築事業の財源
 - 国庫補助金及び一般会計繰入金を見込んでいます。
- 一般会計繰入金

年度ごとの維持管理費及び資本費から、繰出基準ごとに積み上げて算出し、収支が均衡しない年度においては 基準外繰入として計上していますが、維持管理費の圧縮に努め基準外繰入の軽減を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

o 職員給与費

職員数は決算時及び過去5年間の実績を踏まえ、変更せず算定しています。

o 維持管理費

直近の決算値を基に処理水量の増減を見込んで算出しましたが、緊急的な修繕費を加算しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大崎上島町下水道事業計画に基づき令和6年度に処理区(農業集落排水 事業 大串地区)の統廃合を予定しています。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画作成時に同期化・平準化済みです。 現在策定しているストックマネジメント計画(令和3年7月)は令和6 年度の法適用及び処理区の統廃合後、見直し・再策定を実施する予定で す。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の人口・処理規模や地理条件では民間活力の活用は困難と判断し現 在は実施の予定はありません。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和4年4月1日付で使用料を改定しています。 今後は必要に応じて概ね3年から5年後に使用料の見直しについて検討し ます。
資産活用による収入増加 の取組について	本町の下水道事業では投資に見合う収益の確保が可能な施設等が無いた め実施は困難です。
その他の取組	経費回収率の向上のため、下水道接続率の向上に向けた啓発活動や、維持管理費の削減のため処理場の運転方法やマンホールポンプ場の電気・通信契約について見直しを検討しています。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用について、本町の下水道事業では実施が困難であること から実施していません。
職員給与費に関する事項	現在、職員数が2人であるため異動による変動が大きいです。
動力費に関する事項	動力費は今後増加していく傾向にあるため、最適且つ効率的な施設運用 を模索し、動力費の増加を軽減できるよう努めてまいります。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	供用開始から20年近く経過するため、修繕費の増加が懸念となっています。ストックマネジメント計画に基づく改築更新を適切に実施し、修繕費の増加を軽減できるよう努めてまいります。
委託費に関する事項	本町では施設等の管理を民間委託で実施しているため、業務内容の見直 しを随時行い、経費の削減・効率化に努めてまいります。
その他の取組	財源確保に繋がる経費について費用対効果を検証し、取り組んでまいり ます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検	証	
重	新	等	10	型	7	+ /	る :	事	項

令和6年度の法適用後から令和8年度の経営戦略更新までの経営状況を以て、事後検証を実施し、経営の健全化に向けて長期的かつ安定的な事業経営を見据えた、経営戦略の更新・策定に努めます。

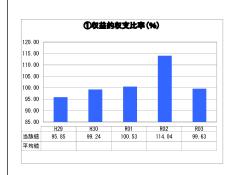
経営比較分析表(令和3年度決算)

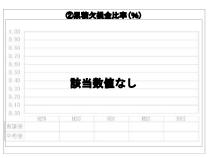
広島県 大崎上島町

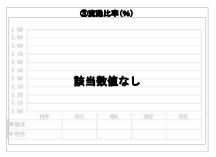
業務名	業種名	本集名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
黃金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	33. 89	100.00	3, 630

ᄱᄊ	面 被 (km²)	人口密度(人/km²)
7, 153	43. 11	165.92
是理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	是理区域内人口密度(人/km²)
2, 366	0.89	2, 658. 43

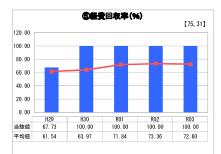
1. 経営の健全性・効率性



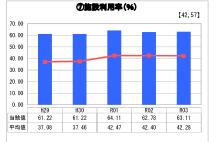


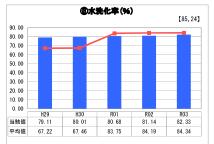




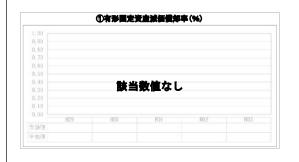


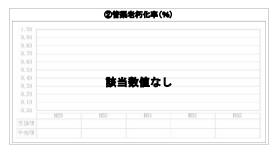


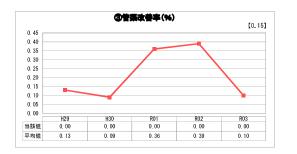




2. 老朽化の状況







グラフ凡例

■ 当款団体値 (当款値)

- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和3年庄全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

◎ 収益的収支比率はH30年度からR3年度において 約100%を維持している。R2年度の比率増について は事業に対する一般会計繰入金の増額が要因となっ ているため一時的なもので、R3年度には例年と同様 の比率となっている。

② 及び③ 累積欠損金比率及び流動比率については 該当数値無しとなっている。

 企業債残高対事業規模比率は類似団体に比べ低 い数値となっている。要因として、施設整備等の事 業に対し国庫補助金を活用し、企業債の発行額を抑 えてきたためである。

③ 経費回収率はH30年度から100%を維持しており、引き続き経営戦略に基づき計画的に事業を実施

|する。 |◎ 汚水処理原価について、前年度から微増となっ |ている。平均値を上回っているため今後とも維持管

理費の抑制に努める。

施設利用率は前年度から微増。全国平均を上回っているが引き続き接続率の向上に努め、有収水

量の増加に取り組む。

水洗化率は、上昇傾向にあるが平均値を下回っているため、○と同様に町民へ水洗化の推進に取り組む。

2. 老朽化の状況について

○ 管渠改善率については、過去5年0%となっている。これは、当該事業が平成16年度に供用開始しており、管渠の耐用年数50年に対して17年程度しか経過していないことから、管渠の更新時期を迎えていないためである。しかし、重要な管渠については定期的に点検を行い、適切な更新時期を見定め計画的に実施する。

○ 施設等の老朽化対策のため令和3年度にストックマネジメント計画を策定し、改築・更新を計画的かつ効率的に実施するとともに、事業費の平準化を図る。

全体器

事業の経営について、経営戦略を策定済みであり、中長期的な経営状況を把握し、経営健全化を 図っていく。※令和4年4月1日に使用料を改定済み。

下水道事業計画に基づき、処理区の統廃合を進めていき、効率的な事業運営を図る。(令和6年度以降に農業集落排水処理区の統廃合を予定)

長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の改築・ 更新等を実施した。今後は策定済みの下水道ストッ クマネジメント計画に基づき、引き続き老朽化施設 の改築・更新を進める予定である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資•財政計画

							R2	R3	R4								(単位	:千円,%)
					年	度	前々年度	前年度										
		区	分				(決算)	(決 算) 見 込	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		1 総		収		益 (A)	139,387	141,107	150,582	110,628	111,036	110,817	108,987	131,516	132,487	132,710	131,154	
		(1)	営	業	収	益 (B)	57,887	58,579	66,808	43,892	42,077	40,520	39,160	66,584	66,537	66,490	66,443	66,396
	収益		ア料	金	収	入	56,905	57,535	66,308	66,172	66,125	66,078	66,031	65,984	65,937	65,890	65,843	65,796
	台)		イ 受	託 工	事 収	益 (C)												
	収		ウそ		の	他	982		500	600	600	600		600	600	600	600	600
収	讠	(2)		業外		益	81,500	82,528	83,774	66,736	68,959	70,297	69,827	64,932	65,950	66,220	64,711	65,169
,			ア他	会 計	繰	入 金	81,500	82,528	83,774	60,997	61,651	62,164	62,434	64,932	65,950	66,220	64,711	65,169
益			イそ		の	他												
的		2 総		費		用 (D)	71,312	64,643	72,026	56,649	55,963	54,659	51,752	49,061	46,569	44,086	41,772	39,616
ן נים	[(1)	営	業	費	用	49,630	43,819	48,534	41,518	41,896	41,678	39,892	38,225	36,669	35,040	33,508	32,065
収	収		ア・職	員		費	7,575	8,914	9,665	8,103	8,265	8,430	8,598	8,770	8,945	8,946	8,947	8,948
	益丨			うち	退職	手 当												
支	的		イそ		の	他	42,055		38,869	33,415	33,631	33,248	31,294	29,455	27,724	26,094	24,561	23,117
	支	(2)		業外		用	21,682	20,824	23,492	15,131	14,067	12,981	11,860	10,836	9,900	9,045	8,264	7,550
	出		ア支	払	利	息	18,235	17,233	16,564	15,131	14,067	12,981	11,860	10,836	9,900	9,045	8,264	7,550
				うちー	時 借 入													
			イそ		の	他	3,447	3,591	6,928									
		3	収 支 差		(A)-(D)	(E)	68,075	76,464	78,556	53,979	55,073	56,158	57,235	82,455	85,918	88,624	89,382	91,949
		1		本 的	収	入 (F)		75,766	85,805	210,450	11,250	33,300				26,943	269,430	
			地	方		債		20,200	26,900	62,200	3,700	11,100				12,762	127,625	
	資.			資 本 費	平準	化 債												
	本	(2)	他 会			助 金												
資	的	(3)	他 会			入 金												
貝	収	(4)	固 定	資 産	売 却	代 金												
本	ᄾ	(5)	国(都		県)補			55,566	58,905	148,250	7,550	22,200				14,181	141,805	
		(6)		事 負		金												
的		(7)	そ	の		他												
		2		本 的	支	出 (G)	50,977	163,999	165,757	53,979	55,073	56,158	57,235	58,333	59,451	88,953	345,364	62,938
収	資	(1)	建	設 改		費	65	112,086	112,821	272,700	15,100	44,400				28,361	283,610	
支	本				哉 員 給													
~	的		地 方		賞 還	金 (H)	50,912	51,913	52,936	53,979	55,073	56,158	57,235	58,333	59,451	60,592	61,754	62,938
	支	(3)	他 会 計			返 還 金												
	出	(4)	他 会	計へ	の 繰	出 金												
	[(5)	そ	の		他												
		3	収 支 差	引	(F) - (G)	(I)	△ 50,977	△ 88,233	△ 79,952	△ 53,979	△ 55,073	△ 56,158	△ 57,235	△ 58,333	△ 59,451	△ 62,010	△ 75,934	△ 62,938

投資•財政計画

	R2	R3	R4								(単位:	千円,%)
年 度	前々年度	前年度										
区分	(決算)	〔決 算〕 見 込〕	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	17,098	△ 11,769	△ 1,396					24,123	26,467	26,615	13,449	29,011
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	108	17,206		19,862	19,014	16,359	12,837	10,073	7,905	6,203	4,867	3,819
前年度繰上充用金 (M)												
収益的支出に充てた地方債 (N)												
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	17,206	5,437	△ 1,396	19,862	19,014	16,359	12,837	34,196	34,371	32,818	18,316	32,831
翌年度へ繰り越すべき財源(Q)	+											
実 質 収 支黒 字(R)	579			19,862	19,014	16,359	12,837	34,196	34,371	32,818	18,316	32,831
(P)-(Q) 赤 字 (S)		5,437	1,396									
赤字 比率(<u>(S)</u> ×100)												
収益的収支比率(
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (T) 資 金 の 不 足 額 (T)												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C)(U)	57,887	58,579	66,808	43,892	42,077	40,520	39,160	66,584	66,537	66,490	66,443	66,396
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (V)												
健全化法施行規則第6条に規定する (W) 解 消 可 能 資 金 不 足 額												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (X)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)												
地 方 債 残 高 (Z)	912,537	880,824	854,788	863,009	811,636	766,578	709,343	651,010	591,559	543,729	609,601	546,663
○ 他会計繰入金											(当	位:千円)
年 度	前年度	前年度										
区 分	(決 算) 見 込	(決 算) 見 込	本年度	令和5年度 	令和6年度	令和7年度 	令和8年度 	令和9年度 	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分	81,500		83,774	65,497	66,736	68,959	70,297	69,827	67,649	66,220	64,711	65,169
うち基準内繰入金		51,551	57,518	44,319	44,515	44,647	44,672	45,674	46,025	46,123	45,439	45,621
うち基準外繰入金	17,253	30,977	26,256	16,282	17,136	17,517	17,762	19,258	19,925	20,097	19,272	19,548
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	81,500	82,528	83,774	65,497	66,736	68,959	70,297	69,827	67,649	66,220	64,711	65,169